

議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会広報特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び那珂川市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 議会広報「市議会だより」の発行等
- 4 委員の定数 6人
- 5 期 間 令和7年3月31日まで